

○防衛施設庁告示第二号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官が指定する施設として次のものを指定したので、同令第十九条の規定により、告示する。

平成十六年三月十日

防衛施設庁長官 山中 昭栄

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第五条第二項の規定により国が買い入れた土地又は当該土地及びこれに隣接する土地に設置する次に掲げる施設

一 スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場とスポーツに関する資料の展示及び講習会その他の催しの用に供する施設とが一体的に設置される施設

二 地域特産物の展示及び販売の用に供する施設と集会、展示会その他の催しの用に供する広場とが一体的に設置される施設